新旧対照表

益茂の証券総合取引約款

(下線部分を変更、網掛部分を追加)

ĺΗ

第1章 証券総合取引

第3条の2 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(以下「番 号法」といいます。) その他の関係法令の定めに 従って、証券総合取引口座を開設するとき、共通 番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又 は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法 令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお 届出いただきます。その際、番号法その他の関係 法令の規定に従い本人確認を行わせていただきま す。

第4章 有価証券の保護預り取引

第8条 お客様への連絡事項

- (1)①~③ (現行どおり)
 - ④ 残高照合のための報告、ただし取引残高 報告書を定期的に通知している場合には 取引残高報告書による報告
- $(2) \sim (3)$ (現行どおり)
- (4) 当社は、上記(2) に定める残高照合のた めの報告のうち、次の①及び②に掲げる書面 に記載されているもの (電磁的方法により提 供された当該書面に記載すべき事項を含みま す。) については、上記(2)の規定にかかわ らず、残高照合のための報告を行わないこと があります。

第1章 証券総合取引

第3条の2 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(以下「番 号法」といいます。) その他の関係法令の定めに 従って、証券総合取引口座を開設するとき、共通 番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又 は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法 令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお 届出いただきます。その際、番号法その他の関係 法令の規定に従い本人確認を行わせていただきま す。

第4章 有価証券の保護預り取引

第8条 お客様への連絡事項

(1)①~③ (省略)

(追加)

- (2)~(3) (省略)
- (4) 当社は、上記(2) に定める残高照合のた めの報告のうち、次の①及び②に掲げる書面 に記載されているもの (追加)について は、上記(2)の規定にかかわらず、残高照 合のための報告を行わないことがあります。

- ① 個別のデリバティブ取引等に係る**契約締 結時等交付書面**
- ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第5章 株式等振替決済取引

第32条 お客様への連絡事項

- $(1) \sim (4)$ (現行どおり)
- (5) 当社は、上記(2) に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの (電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。) については、上記(2) の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第6章 国債振替決済取引

第11条 お客様への連絡事項

- $(1) \sim (4)$ (現行どおり)
- (5)当社は、上記(2)に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの (電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

ΙП

- ① 個別のデリバティブ取引等に係る**契約締 結時交付書面**
- ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第5章 株式等振替決済取引

第32条 お客様への連絡事項

- (1)~(4) (省略)
- (5) 当社は、上記(2) に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの (追加) については、上記(2) の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第6章 国債振替決済取引

第11条 お客様への連絡事項

- (1)~(4) (省略)
- (5) 当社は、上記(5) に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの (追加) については、上記(2) の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締 結時交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

郭

第7章 一般債振替決済取引

第9条 お客様への連絡事項

- $(1) \sim (4)$ (現行どおり)
- (5)当社は、上記(2)に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの (電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。) については、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る**契約締 結時等交付書面**
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第8章 短期社債等振替決済取引

第9条 お客様への連絡事項

- $(1) \sim (4)$ (現行どおり)
- (5) 当社は、上記(2) に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの (電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。) については、上記(2) の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る**契約締 結時等交付書面**
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

旧

第7章 一般債振替決済取引

第9条 お客様への連絡事項

- (1)~(4) (省略)
- (5) 当社は、上記(2) に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの (追加) については、上記(2) の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る**契約締 結時交付書面**
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第8章 短期社債等振替決済取引

第9条 お客様への連絡事項

- (1)~(4) (省略)
- (5) 当社は、上記(5) に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの (追加) については、上記(2) の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締</u> **結時交付書面**
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

旧

第9章 投資信託受益権振替決済取引

第9条 お客様への連絡事項

- $(1) \sim (4)$ (現行どおり)
- (5) 当社は、上記(2) に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの (電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。) については、上記(2) の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る**契約締 結時等交付書面**
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第9章 投資信託受益権振替決済取引

第9条 お客様への連絡事項

- (1)~(4) (省略)
- (5) 当社は、上記(2) に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの (追加) については、上記(2) の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る**契約締 結時交付書面**
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

外国証券取引口座約款 (下線部分を変更、網掛部分を追加) 旧 第2章 外国証券の国内委託取引 第2章 外国証券の国内委託取引 配当等の処理 配当等の処理 (現行どおり) (省略) 第7条 第7条 $2 \sim 7$ (現行どおり) (省略) $2 \sim 7$ 8 配当金等の支払手続において、決済会社が配 (追加) 当金等の支払いを開始する日として指定した日 から5年を経過してもなお受領されないとき は、決済会社及び当社はその支払義務を免れる ものとします。 新株予約権等その他の権利の処理 新株予約権等その他の権利の処理 第8条 寄託証券等に係る新株予約権等 (新たに 第8条 (同左) 外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下 同じ。) その他の権利の処理は、次の各号に定め るところによります。 $(1) \sim (4)$ (現行どおり) (1)~(4) (省略) (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処 (5)第1号a、第2号及び第3号により売却処分 分した代金については、前条第1項第2号a並び した代金については、前条第1項第2号a並び に同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に に同条第2項から第5項まで及び第7項の規 準じて処理するものとし、同条第8項の規定はそ 定に準じて処理(追加)します。 の支払いについて準用します。 付 則(令7.10.01) 1 この改正は、令和 12 年 10 月1日より施行 する。 2 改正後の第7条第8項(第8条第5号におい て準用する場合を含む。)の規定は、この改正規 (追加) 定施行の日より前の日を支払いを開始する日とし て指定した配当金等(同号において準用する場合 にあっては、同条第1号 a、第2号及び第3号に

より売却処分した代金)についても適用する。

第3章 外国証券の外国取引及び国内取引並びに 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い 第3章 外国証券の外国取引及び国内取引並びに 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

注文の執行及び処理

第13条 申込者の当社に対する売買注文並びに募 集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の 申し込みについては、次の各号に定めるところ によります。

- $(1) \sim (4)$ (現行どおり)
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに<u>契約締結時等交付書面等</u>を送付します。

第4章 雑則

取引残高報告書の交付

- 第23条 申込者は、当社に保管の委託をした外国 証券について、当社が発行する取引残高報告書 の交付を定期的に受けるものとします。ただ し、申込者が請求した場合には、取引に係る受 渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるも のとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が 申込者に対して<u>契約締結時等交付書面</u>を交付す ることが法令により義務付けられていない場合 については、法令に定める場合を除き、取引に 係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付 を受けるものとします。

3 (現行どおり)

注文の執行及び処理

第13条 (同左)

- (1)~(4) (省略)
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに**契約締結時交付書面等**を送付します。

第4章 雜則

取引残高報告書の交付

第23条 (同左)

- 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が 申込者に対して**契約締結時交付書面**を交付する ことが法令により義務付けられていない場合に ついては、法令に定める場合を除き、取引に係 る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を 受けるものとします。
- 3 (省略)

第4章 雑則

共通番号の届出

第24条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は**同条第**16項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

第4章 雑則

共通番号の届出

第24条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は**同条第**15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

9. 個人情報等の取扱いに関する相談窓口 個人情報等の取扱いに関するご質問、ご相談、 苦情等につきましては、下記相談窓口までご連 絡下さい。

(1) 当社相談窓口

益茂証券株式会社 カスタマー係 電話番号:0120-104-909 個人情報管理責任者 管理部長

(2)認定個人情報保護団体相談窓口 日本証券業協会 個人情報相談室 電話番号:03-6665-6784

> (注)日本証券業協会では「ナンバー・ リクエスト」を導入しています。 非通知設定されている電話につき ましては、電話番号の先頭に 「186」をつけてお電話ください。

> 受付時間:午前9時~午前11時30分、 午後0時30分~午後5時 ただし、12月31日~1月3日、土日お よび祝日を除く。

旧

9. 個人情報等の取扱いに関する相談窓口 個人情報等の取扱いに関するご質問、ご相 談、苦情等につきましては、下記相談窓口まで ご連絡下さい。

(1) 当社相談窓口

益茂証券株式会社 カスタマー係 電話番号:0120-104-909 個人情報管理責任者 管理部長

(2) 認定個人情報保護団体相談窓口 日本証券業協会 個人情報相談室 電話番号:03-6665-6784

(追加)